

(御池通沿道関係者協議会説明資料)

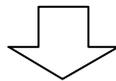
御池通の現状及び特性

平成14年10月

京都市 都市計画局

御池通の沿革

- ・平安京造営以来の三条坊門小路という道幅の狭い小路であった。
- ・現在の二条城から三条通の辺りに「神泉苑」という広大な苑地があり、その中の池が御池と呼ばれていた。
- ・御池に通じる道であることから、江戸時代中頃に御池通と呼ばれるようになったらしい。
- ・当時は、絹問屋や刀関係の職人が集まる活気のある通りであった。



そのまま昭和20年までは幅員8m程度の町通りとして続く。

昭和20年3月 御池通の鴨川西岸から堀川通りまでの南側の民家に対して疎開を実施。
(通り南側70mの幅で建造物を除却)

昭和22年 幅員50mの都市計画道路として都市計画決定される。

昭和28年 事業完了。

以後、京都の市内幹線道路として機能し、沿道には、都心業務中枢地として業務系の高層建築が立ち並ぶ。

また昭和30年代には、見物客の増加に伴い、祇園祭の山鉾巡行ルートが広幅員の御池通に変更された。現在では、祇園祭・時代祭の巡行ルートとなっており、祭事には臨時観覧席が設置されている。

平成9年 地下鉄東西線が開通。御池地下駐車場、御池地下街が開業。

上位計画等(御池通の位置づけ)

世界文化自由都市宣言(昭和53年10月)

京都市基本構想(平成11年12月)

京都市基本計画(平成13年1月)

- ・ 景観に配慮した質の高い歩道整備
- ・ 沿道建築物等の景観の向上を誘導

安らぎ 華やぎ
京都21推進プラン
(平成13年3月)

中京区基本計画(平成13年1月)

- ・ 沿道の協力により、景観に配慮したまちなみを創出。
- ・ 賑わいと華やかさを生み出す。
- ・ 不法駐輪等の環境改善を進める。
- ・ 区民、沿道事業者、行政のパートナーシップ
- ・ 沿道空間の魅力化に向けた関係者による戦略会議の設置
- ・ 沿道の土地利用誘導とあわせて、バス停やベンチなどを工夫して配置

御池通沿道景観形成地区沿道景観形成計画
(平成11年6月)

京都市都市計画マスタープラン
(平成14年5月)

- ・ 美観地区や沿道景観形成地区等の指定、地区計画などの活用を図り、建築物のデザイン等を誘導し、京都にふさわしい質の高いストリート景観の形成を図る。
- ・ 沿道建築物の景観誘導や賑わいのある土地利用の誘導等により、世界中の人に知られるような京都のメインストリートの形成を推進する。
- ・ にぎわいのある商業業務機能の集積を図る。
- ・ 小さなスペース等も有効に活用したうるおいのある快適な都心空間を創出する。

京都市商業集積ガイドプラン(平成12年6月)

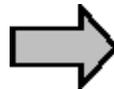
京都市観光振興推進計画(平成13年1月)

- ・ ショッピングや飲食、芸術・文化の鑑賞などができる沿道事業者などの参画を得た御池通シンボルロードのときめきとにぎわいのある空間づくり
- ・ 御池通シンボルロードを舞台にした若者による新しい文化芸術イベントの開催

御池通を、市民の皆様が親しまれ、生活に潤いと安らぎを与える道路として、また、世界の人々を魅了する京都のメインストリートとして、新たな ときめき と にぎわい の空間となるよう「御池通シンボルロード整備事業」を実施する。

[デザインキーワード]

みち・にわ・ぶたい

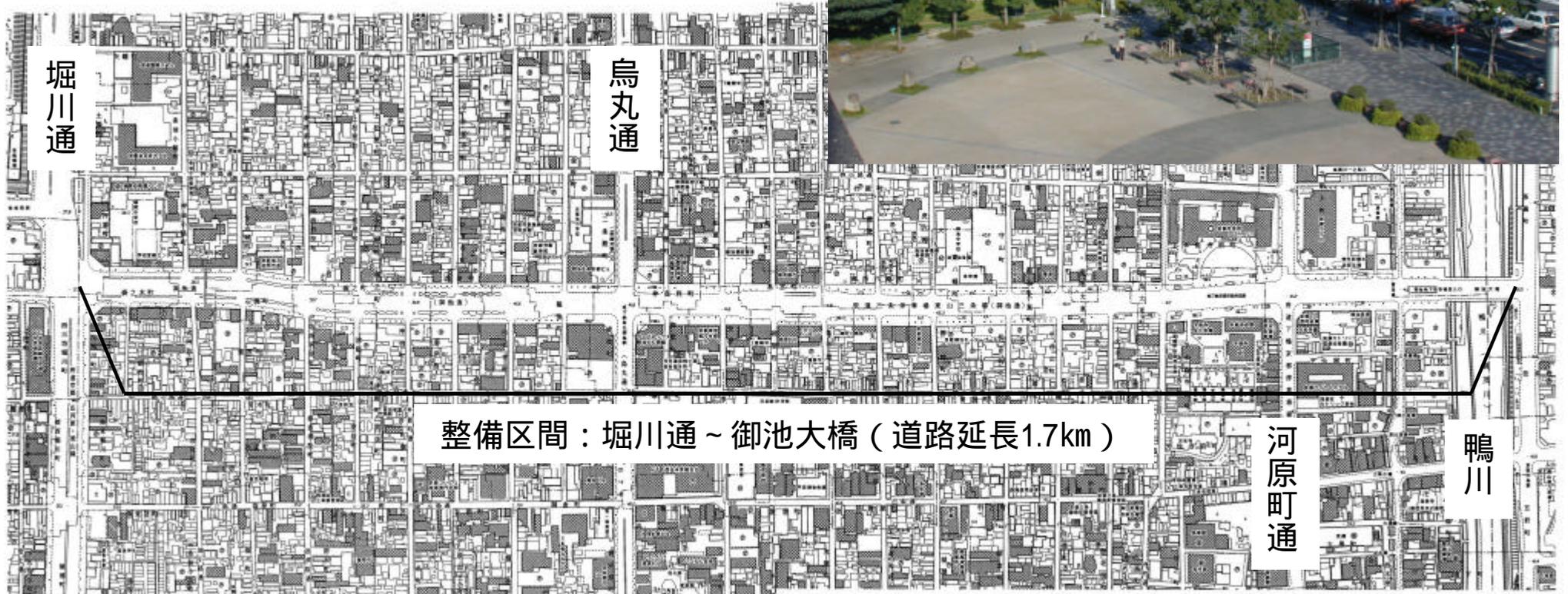


「みち」：幹線道路としての機能性・安全性
とシンボルロードとしての一貫性

「にわ」：「歩く喜び」を感じさせる、
人が主役の快適空間

「ぶたい」：市民参加による祝祭・
各種パフォーマンスなどの開催

御池通シンボルロード整備事業の概要 2



御池通シンボルロード整備事業の内容

街路整備事業

アート空間創生事業

御池通の歩道空間にアート(造形芸術)を導入。
世界文化自由都市に相応しい文化の香り高い道を創造する。

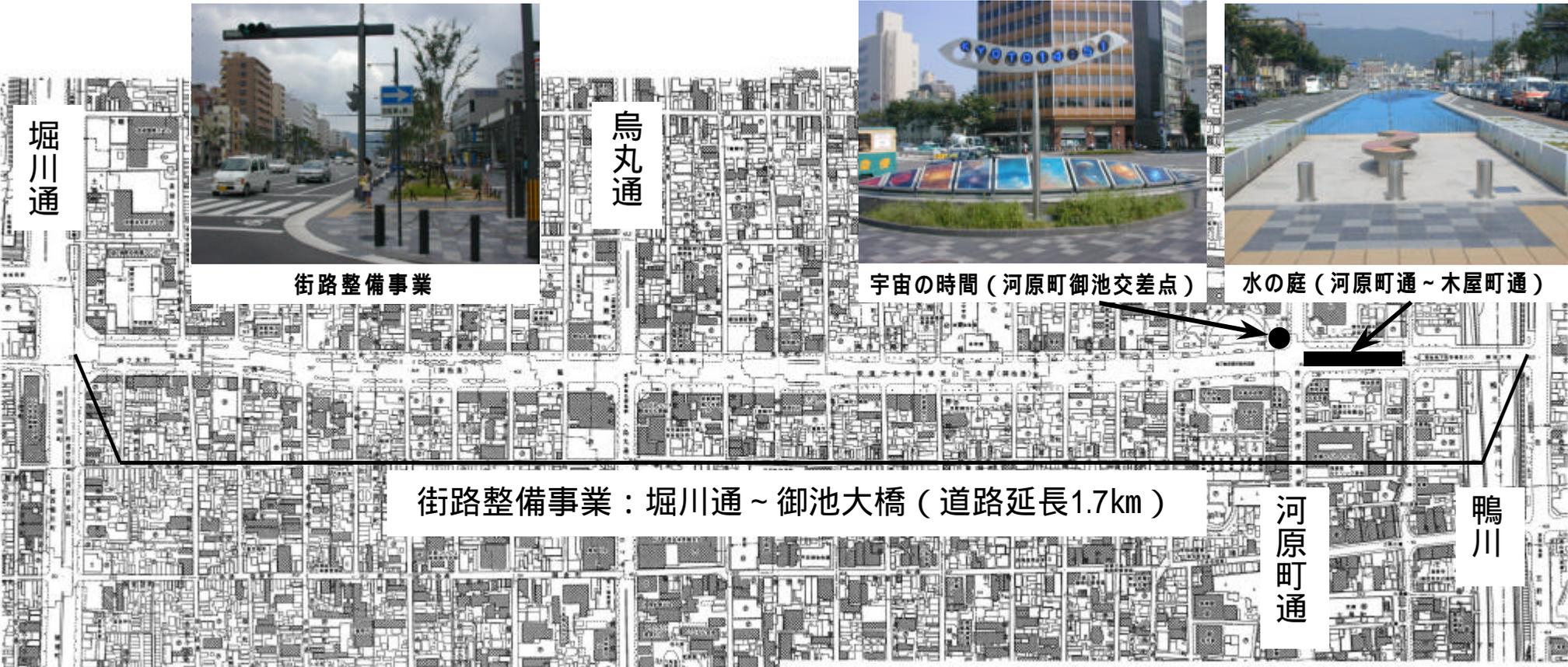
沿道景観形成計画 (別紙参照)

歩道拡幅整備

- ・幅員を6mから12mに拡幅
- ・約1.5mの歩行帯を設置
- ・透水性舗装
- ・システム柱の設置
- ・辻標(つじしるべ)の設置

電線類の地中化 (景観への配慮)

ケヤキやカエデによる緑豊かな並木の形成



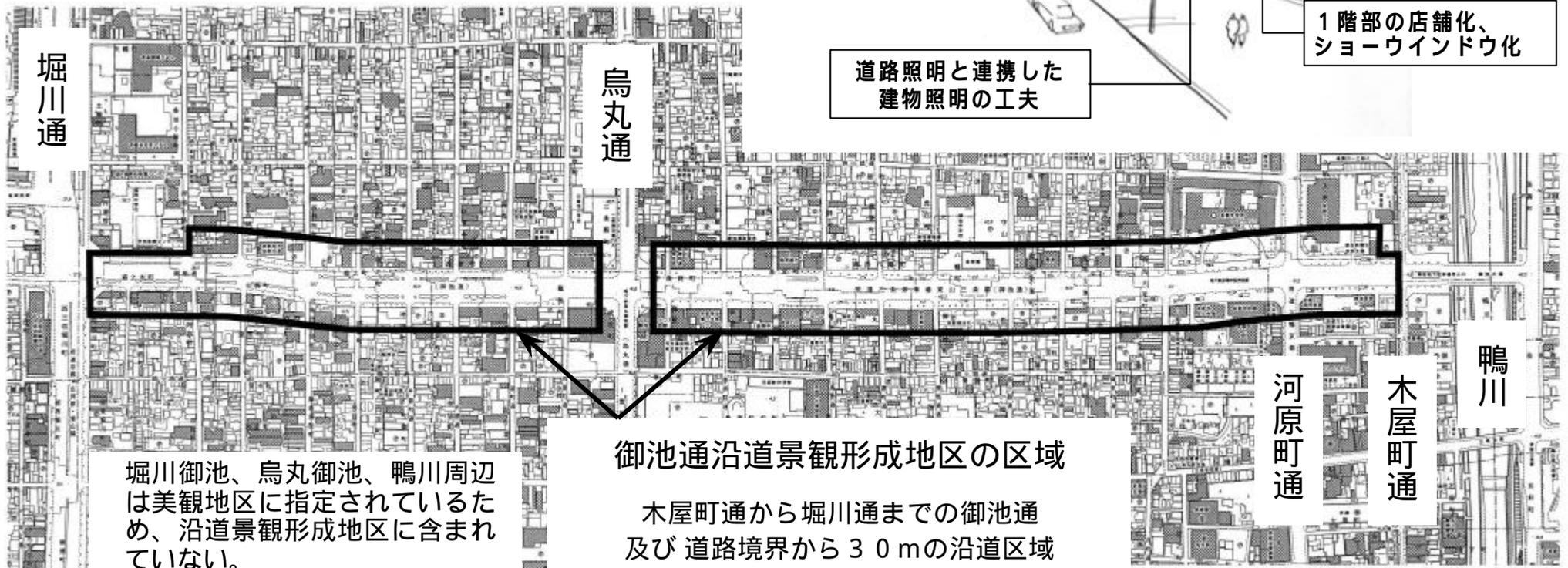
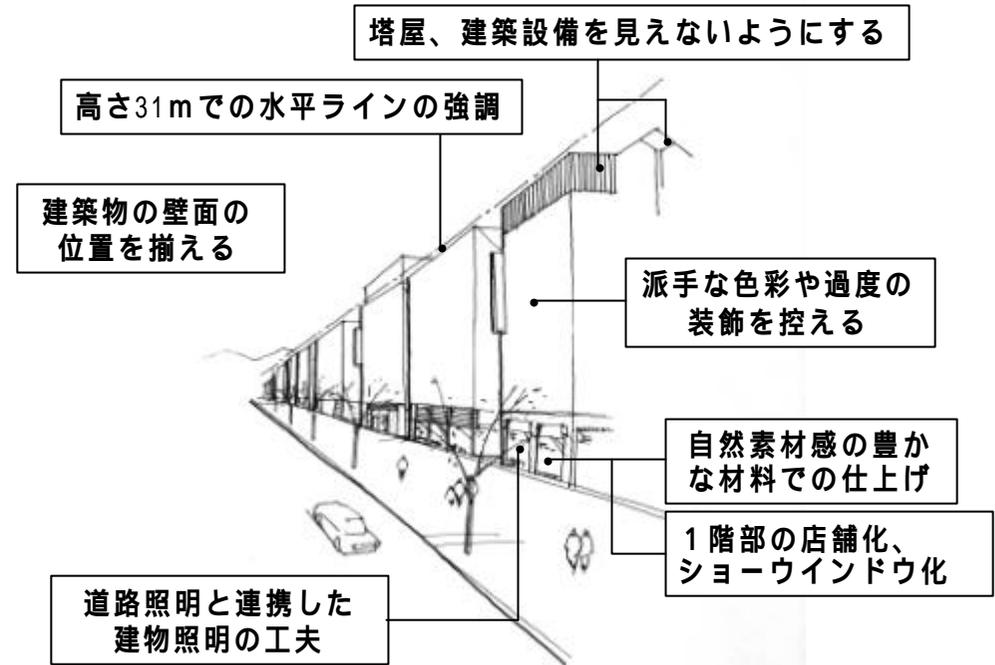
沿道景観形成計画

指定年月 平成11年6月

景観形成の目的 快適な都心の散策が楽しめる道空間として、新しい京都らしさが味わえる都心景観を形成する。

景観形成の方針 緑の連続
シンプルな路上施設
アート空間の創出
祭の舞台
建築デザインの共鳴

届出、努力義務の内容（イメージ図）



建物の1階の状況

< 全体概況 >

- ・商業用途またはそれを含む建物が約半分を占めている。
- ・さらに業務系用途を合わせると、約7割にのぼる。

< 烏丸通以西の状況 >

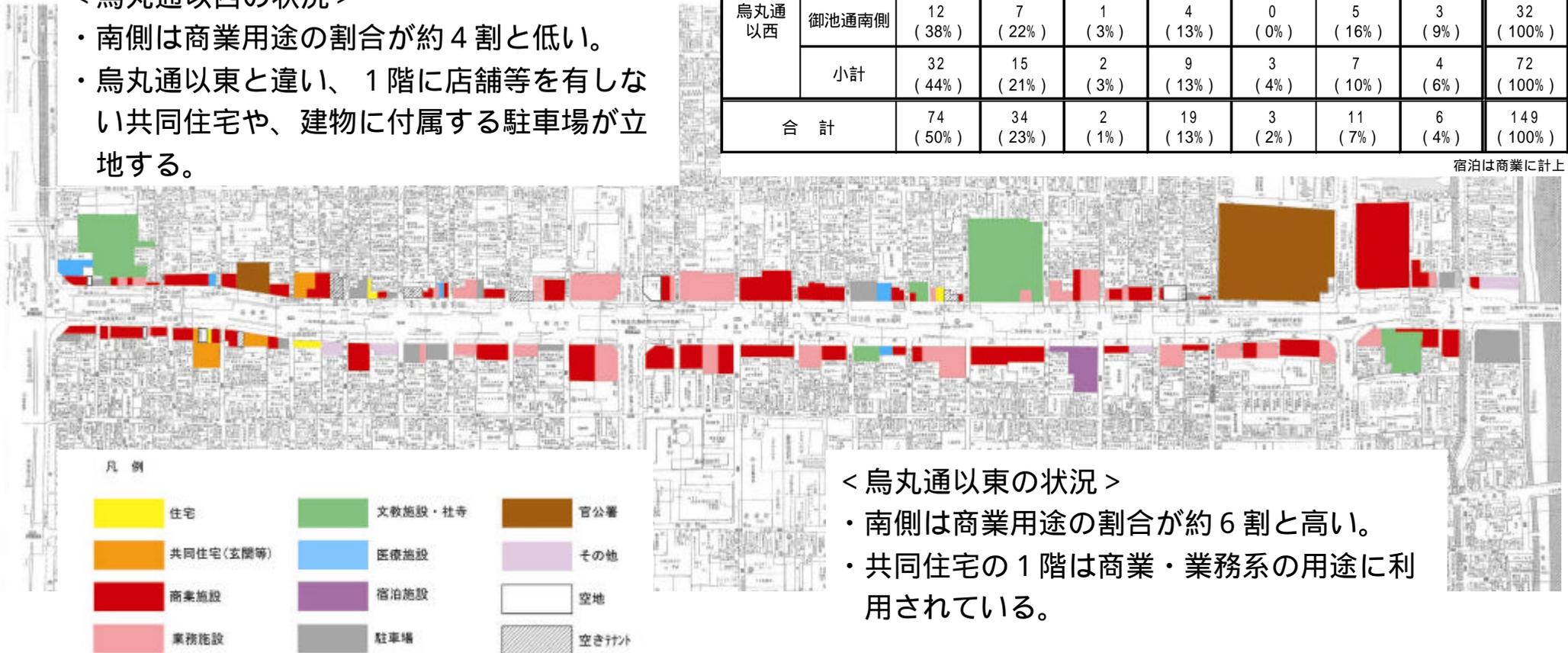
- ・南側は商業用途の割合が約4割と低い。
- ・烏丸通以東と違い、1階に店舗等を有しない共同住宅や、建物に付属する駐車場が立地する。

御池通沿道建物の1階用途の状況

(件)

		商業	業務	共同住宅 (エントランス)	その他	建物の付 属駐車場	駐車場	空き地	計
烏丸通 以東	御池通北側	24 (50%)	12 (25%)	0 (0%)	7 (15%)	0 (0%)	3 (6%)	2 (4%)	48 (100%)
	御池通南側	18 (62%)	7 (24%)	0 (0%)	3 (10%)	0 (0%)	1 (3%)	0 (0%)	29 (100%)
	小計	42 (55%)	19 (25%)	0 (0%)	10 (13%)	0 (0%)	4 (5%)	2 (3%)	77 (100%)
烏丸通 以西	御池通北側	20 (50%)	8 (20%)	1 (3%)	5 (13%)	3 (8%)	2 (5%)	1 (3%)	40 (100%)
	御池通南側	12 (38%)	7 (22%)	1 (3%)	4 (13%)	0 (0%)	5 (16%)	3 (9%)	32 (100%)
	小計	32 (44%)	15 (21%)	2 (3%)	9 (13%)	3 (4%)	7 (10%)	4 (6%)	72 (100%)
合計		74 (50%)	34 (23%)	2 (1%)	19 (13%)	3 (2%)	11 (7%)	6 (4%)	149 (100%)

宿泊は商業に計上



< 烏丸通以東の状況 >

- ・南側は商業用途の割合が約6割と高い。
- ・共同住宅の1階は商業・業務系の用途に利用されている。